

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：兵庫県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.4% (75.0%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9% (69.6%)
全職員	68.7% (70.6%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。()は全職員。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0% (94.9%)
本庁課長相当職	95.7% (83.9%)
本庁課長補佐相当職	96.0% (96.3%)
本庁係長相当職	94.3% (95.6%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9% (91.5%)
31～35年	94.5% (94.0%)
26～30年	91.8% (91.8%)
21～25年	90.8% (89.0%)
16～20年	81.8% (75.3%)
11～15年	81.5% (72.2%)
6～10年	87.2% (72.9%)
1～5年	92.3% (65.9%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。()は全職員。

【説明欄】

- 制度上男女の差異はない。
- 任期の定めのない常勤職員については、男性の方が平均勤続年数が長く、平均給与が高い。
また、超過勤務手当、扶養手当、単身赴任手当額についても、男性が女性を上回っている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、短時間勤務の職員が占める割合が男性よりも女性の方が高く、給与差異が生じている。
- 男性職員は常勤職員が常勤職員以外よりも多いのに対し、女性職員は常勤職員以外が常勤職員より多いため、全職員の給与差異が広がっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。